

## 南砺市農業委員会第5回総会会議録

- 1.召集日時 平成29年11月 2日
- 2.開会時間 平成29年12月 6日 午後4時00分
- 3.閉会時間 平成29年12月 6日 午後5時00分
- 4.場 所 城端分庁舎 視聴覚室
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 19名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	織田 直信	出	11	堀 文夫	出
2	鍋島 守	出	12	藤永 隆夫	出
3	中村 三郎	出	13	山本 弘	出
4	片山 昌作	出	14	山土 修一	出
5	當田 衛	出	15	齊藤 十明	出
6	杉森 桂子	出	16	上田 憲仁	出
7	林 正一	出	17	澁谷 均	出
8	中川 寿	出	18	松平 勝	出
9	荒木 健二	出	19	瀧 由記男	出
10	北島 文子	欠	20	前川 十一	出

事務局 芝井 広、野原 健史、 山田 由紀子

### 7.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第22号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について

議案第 23 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認について

議案第 24 号 農地利用集積計画（案）について

### 第 3 協議事項

協議第 3 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外及び農用地区域への編入について

### 第 4 報告事項

報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 号の賃貸借の規定による通知書について

報告第 9 号 農地法第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査について

報告第 10 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について

### 第 4 その他

## 8.事務局職員

事務局長 芝井 広、主幹 野原 健史、副主幹 山田由紀子

## 9.会議の概要

事務局長 | 定刻となりましたので、只今より、第 5 回南砺市農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席委員の方は、1 名で、20 名中、出席委員 19 名は農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにご報告申し上げます。会議に先立ちまして、前川会長よりご挨拶をお願いします。

会長 | 師走に入りまして、そして雪が降ってまいりました。皆様お忙しい中お集まり頂きまして、大変ありがとうございます。本日は通常より時間を遅らせての開催となりますが、で

会長

きるだけスムーズに会が進行いただきますようご協力の程よろしくお願い申し上げます。

議事に入る前に議事録署名人をご指名させていただきます。7番林委員、11番堀委員さんよろしくお願い致します。

議長

それでは、議案第21号農地法第3号の規定による許可申請承認について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第21号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回は5件の申請がありました。面積は 田 2,661.00 m<sup>2</sup>  
畑 214.00 m<sup>2</sup> 計 2,875.00 m<sup>2</sup>です。

受付番号1番です。

受付番号1番につきまして、譲り渡し人申請地は、同地域の営農組織が請け負い耕作している農地であります。所有者が近隣地区の方であるため、今回、地区組織の農地を見直し、農地を効率よく農業経営拡大しやすくするために、所有権を譲り渡すものです。

受付番号2番です。

受付番号2番は、以前よりその農地で耕作しております方に贈与するものです。

受付番号3番、4番です。

こちらは、互いに関連しておりますので、併せてご説明いたします。

受付番号3番の譲り渡し人は、申請地を4番の譲り渡し人に、4番の譲り渡し人は3番の譲り渡し人に、それぞれの農地を交換することによって、管理しやすくなるため今回申請したものです。

受付番号5番です。

受付番号5番の譲り渡し人は申請地を永年、通作距離としては、耕作不都合を生じていたため、今回、申請地隣地の工作者の方に、農作業の効率化と農地の集約化を図るため贈与しようとするものです。

いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。議案第 21 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は拍手を願います。

(全員拍手)

議長

拍手多数により、本件は原案どおり承認されたものといえます。続きまして、次の議題へ進みます。

議長

続きまして議案第 22 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請承認について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 22 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回は 1 件の申請がありました。面積は田のみ 68.00 m<sup>2</sup>です。

農作業敷地	田	1 筆	214.00 m <sup>2</sup>
計	田	1 筆	214.00 m <sup>2</sup>

受付番号 1 番です。

申請人は、現在、この申請地を農作業場として使用しておりますが、市の起業、市道石黒北山田線改良工事が始まり、近日中には申請地の施工も迫ってきております。これまで農作業場として使用してきただけに支障をきたすことになるため、考慮していただいたところ、「構内再築十曳き家工法」を勧められ隣接農地を分筆し、残地に従前の建物と同種同等の建物に照応する建物として、農作業場を建築するという事で承諾いたしました。従前の建物形状や構造のままでは残置に収まらないが、形状を変化させ、複数棟を立体集約することで、残地に収めることを目的とした従前の機能に照応する建物としました。

農地区分は、10ha 以上の広がりを持つ農地ということで 1 種農地と判断され、転用許可基準の既存地拡張として、その

事務局 既存面積は、679 m<sup>2</sup>で、申請面積は 214 m<sup>2</sup>ということで、既存敷地の 1/2 以下に該当するものと考えられます。

議長 議案第 22 号の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 では採決をとります。議案第 22 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は拍手をお願いします。

(全員拍手)

議長 拍手多数により、本件は原案どおり承認されたものいたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 続きまして議案第 23 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 =議案第 23 号について議案書をもとに朗読・説明=

今回は 2 件の申請がありました。面積は、田のみ 848.00 m<sup>2</sup> です。

分家住宅	田	1 筆	444.00 m <sup>2</sup>
農機具格納庫	田	1 筆	404.00 m <sup>2</sup>
合 計		2 筆	848.00 m <sup>2</sup>

受付番号 1 番です。

受付番号 1 番につきましては、申請人は来年の 6 月に結婚が決まったことで、新居となる場所を探しておりました。仕事との両立や、子供ができたときのことも考え、親の協力あつての近くの栃に住居を構えたいと思い家族に相談したところ、今回の申請地を勧められました。今後は、農業も手伝うことで、互いの家族が安心して生活できると考え、この場所

事務局

に新築することにしました。

農地区分は、10ha以上の広がりを持つ農地ということで1種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号2番です。

受付番号2番は、申請人は、申請地を農機具格納庫として申請するものです。

申請人は、農業等を目的として平成29年6月に設立された株式会社ですが、今般、申請地周辺の土地を購入する予定であり、農地法第3条の許可を既已取得しております。これらの農地にて、おかき等を製造販売している株式会社の要望に沿った原料のもち米を作り、そこへ卸売する計画で、農地を有効にするため、農機具の格納及び納屋、施設の用地として転用するものです。この農地については、昭和52年頃、農地法のことを知らずに許可も得ず、農機具格納庫を建築してしまいました。今後二度とこのようなことのないよう遵守いたします。

農地区分は、農地区分は、10ha以上の広がりを持つ農地ということで1種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。議案第23号農地法第5条第1項の規定による許可申請承認につき賛成の方は拍手を願います。

(全員拍手)

議長

拍手多数により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長

続きまして議案第24号農地利用集積計画(案)について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

＝議案第 24 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回は、65 件、126 筆の申請がありました。面積は 田 のみ 230,502.00 m<sup>2</sup> です。

いずれの案件も農業主意絵基盤強化法第 18 条第 3 項及び、農地中間管理事の推進に関する法律、第 18 条第 4 項の条件を満たしていると考えます。

農地流動化面積、新規設定 52 筆 9.55ha 再設定 39 筆 7.94ha 合計 91 筆 17.49ha 新規転貸 7 筆 1.68ha 再転貸 28 筆 3.88ha 総合計 126 筆 23.05ha、18 条第 6 項の解約 41 筆 3.61ha です。11 月 1 日は 48.89% 12 月 6 日 48.99%で 0.1%減です。次に区域別流動化面積の詳細ですが、城端地区で新規設定が 5 筆で 8,694 m<sup>2</sup>、再設定 11 筆 18,442 m<sup>2</sup> 井波地区で新規設定が 18 筆で 35,561 m<sup>2</sup> 再設定 6 筆 16,755 m<sup>2</sup> 福野地区で新規設定 29 筆で 51,252 m<sup>2</sup> 再設定 12 筆 27,001 m<sup>2</sup> 転貸 29 筆 50,961 m<sup>2</sup> 福光地区 再設定 10 筆 17,210 m<sup>2</sup> 転貸 6 筆 4,626 m<sup>2</sup> 合計の新規設定・再設定は、174,915 m<sup>2</sup> 転貸が 55,587 m<sup>2</sup> です。今回の申請の主な利用権設定を受ける者として公益社団法人富山県農林水産公社で 49 筆 8.9ha 以下順番に掲載してございます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。議案第 24 号農地利用集積計画（案）について賛成の方は拍手を願います。

(全員拍手)

議長

拍手多数により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長

次に協議事項第 3 号農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外及び農用地区域への編入について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝協議事項協議第 3 号農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外及び農用地区域への編入について

受付番号 1 番の申請者は一般県道小森谷線道路改良工事に伴い、農舎、車庫が支障となり曳き家工法による移転を余儀なくされ補償交渉の末、協議承諾し契約締結に至りました。当該改良工事に収用される面積は 188.88 m<sup>2</sup>、残宅地面積 739.76 m<sup>2</sup>となります。補償対象となる建物の曳き家移転先は残宅地面積内で建物配置にする。

農地区分は 1 種農地と判断され、転用許可基準の既存地拡張に該当するものと考えられます。

受付番号 2 番の申請者は、現在、借家住まいあり、老後のことと、現在の資産から今が最適と考え、もともと農業に興味があったことで、できれば農業をやるにも農家の中に入って住んでみたいと考えました。

農地区分は 1 種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号 3 番の申請者は、申請者は、来秋に結婚が決まり、実家では、祖父母、妹と同居しているため、3 世帯同居では手狭であるため、自己所有の家を建てたいと考え申請したものです。

農地区分は 1 種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号 4 番の申請者は、現在、住宅敷地内の作業場のいつ部を事務所として利用しております。住宅への進入路は底辺狭く、且つ曲がっているため、来客や業務用トラックの出入りに難儀しています。南砺スーパー農道に面した土地に事務所を移転したい、併せて、作業場は現況のまま利用するので宅地への進入路を設け、業務の円滑化を図りたい。

農地区分は 1 種農地と判断され、転用許可基準の既存地拡張に該当するものと考えられます。

受付番号 5 番の申請者は、農家 長男で既存地内に分家住宅を新築し、隣接農地に分家住宅に付属するカーポートを建築します。

農地区分は 1 種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号 6 番の申請者は、農家の長男で既存宅敷地に分家



住宅を新築し、隣接道路ぶちに分家住宅に付属するカーポートを建築します。

農地区分は 1 種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号 7 番の申請者は、除外後用途として分譲住宅敷地で、学校地域にも近距離で近隣に常に整備された団地や分譲地が多数あり、住居を構えている子育て世帯の家族も多く、また、振興住宅地は子供がいる地区として、地域の方々からも意識して見てもらえることもあり、地域の人々の目が届きやすい安全な住宅地として安心して生活ができることから、これから結婚する人や、子育てしている家族など若い世帯からの需要は大変高いと見込まれます。

農地区分は 1 種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号 8 番の申請者は、除外後の用途として工場敷地です。自動車及び家電製品用のベアリングの切削加工並びに自動車用金属部品の加工を行っている。関連産業の発展とともに工場の増設を繰り返してきた。近年も技術力の高さから着実に受注量も増加し、既存敷地では手狭であるため、その対応に支障をきたしている状況であります。

農地区分は 1 種農地と判断され、転用許可基準の 3 割雇用に該当するものと考えられます。

受付番号 9 番の申請者は、除外後の用途として資材置き場であり、学校用具等の製造販売会社であるが、近年の受注量の増加に伴い、既存敷地内に工場、倉庫の増築を繰り返してきたため、運動用具の材料である木材やアルミ材の置き場が不足した状態となっており申請したものです。

農地区分は 2 種農地と判断され、転用許可基準の 3 割雇用に該当するものと考えられます。

続きまして農地編入についてです。

受付番号 1 番の申請者は、農地整備事業による事業を行い、生産性と営農効率の維持向上を図っていくため、面積 9,067 m<sup>2</sup>を農振能用地区域へ編入するものであります。

次に受付番号 2 番の申請者は、受付番号 1 番と同じく、農地整備事業による事業を行い、生産性と営農効率の維持向上を図っていくため、9,024 m<sup>2</sup>を農振農用地区域へ編入するものであります。

議長 以上の案件の中で、除外申請受付番号 8 番の関係でございますが、地元委員の中川委員さん何かお聞きになっていることがあればご説明をお願いいたします。

中川委員 申請につきましては、工場の拡張ということで育成に行われているということでご承認のほどよろしくをお願いいたします。

議長 この案件につきましては、県の農業会議に承認された際には転用の手続きに入る所存であります。これは、承認ではなく意見を述べるということでございますので、何かご意見等がございましたらお願いいたします。

委員 質問します。  
9 番の資材置き場の案件についてですが、どこから進入していくのか教えていただきたいのですが。  
地図を確認したところわかりにくいのでお願いします。

事務局 **こちらに提出された書類には、農道から進入するといった図面になっております。**

委員 **地図から判断しますと譲り受け人の地面がその周辺一帯になっているのではないですか。**

事務局長 **周辺の敷地が譲り受け人の地面一帯になっているのではないかとと思われるので問題ないと思われれます。**

委員 **譲り受け人の地面がその周辺一帯であることは、間違えないです。**

議長 **農業委員会として異論はないということで、除外申請しても問題ないでしょうか。**

議長 よろしければ拍手をもって承認願います。

(全員拍手)

議長 拍手多数により、本件は原案どおり承認されたものとした

します。続きまして、次の議題へ進みます。

議長

次に報告事項第 8 号農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による通知書について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

＝農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による通知書について議案書をもとに内容説明＝

今回は 29 件の申請がありました。面積は、田のみ 36,136.64 m<sup>2</sup> です。

受付番号 1 番及び 2 番につきましては、あっせん事業によるものです。

受付番号 3 番につきましては、市へ売買したことによるものです。

受付番号 4 番から 11 番につきましては、一度解約して別の方と利用権設定するものです。

受付番号 12 番につきましては、今後は、賃借人が購入予定としているものです。

受付番号 13 番につきましては、議案番号第 21 号農地法第 3 条受付番号 2 番に関するものです。

受付番号 14 番につきましては、今後は認定農業者に利用権設定するものです。

受付番号 15 番につきましては、議案番号第 23 号農地法第 5 条受付番号 1 番に関するものです。

受付番号 16 番につきましては、今後は自作する予定です。

受付番号 17 番及び 18 番につきましては、別の方と利用権設定するものです。

受付番号 19 番につきましては、今後、法人が購入する予定です。

受付番号 20 番から 26 番につきましては、別の方と利用権設定するものです。

受付番号 27 番及び 28 番につきましては、議案番号第 22 号農地法第 4 条受付番号 1 番を申請するため必要となったものです。

受付番号 29 番につきましては、競売に関することによるものです。

議長

報告事項ですので、採決はありません。何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので、報告事項報告第 6 号農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による通知書について終了致します。続きまして、次の報告へ進みます。

議長

次に報告事項報告第 9 号農地法第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝報告事項報告第 9 号農地法第 30 条第 1 項の利用状況調査について議案書をもとに内容説明＝

事務局

報告第 9 号農地法第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査についてです。(別紙資料 1 参照)

先月の議案書の農業委員会総会においても記載させていただきましたが、先般は、平地域のみはずれたということで、調査が終了していないことで一部という形をとらせていただきました。別紙にて、記載してございます資料をもとにご説明いたしますが、農業委員会総会終了後の 11 月 7 日の午後から、旧農業委員の方とともに、平地域の農地パトロールを実施いたしました。遊休農地の調査結果ということで、H29 年度の耕作可能面積が、82,464 m<sup>2</sup>、復元可能が、60,578 m<sup>2</sup>、合計 143,042 m<sup>2</sup>です。別紙において、今回新規として出たのが追加遊休農地として上平地域で、22,805 m<sup>2</sup>、利賀地域で、6,154 m<sup>2</sup>、そして、平地域で 15,934 m<sup>2</sup>です。合計として、昨年までの分今年までの分で、合計したものが 143,042 m<sup>2</sup>です。その別紙の中で 98,149.64 m<sup>2</sup>と記載してございますが、昨年まで全体の農地を過去から調査したものをそのまま継続してあるものです。今回、新規にて出たものが、上平地域にて 22,805 m<sup>2</sup>、利賀地域で 6,154 m<sup>2</sup>、平地域で 15,934 m<sup>2</sup>です。昨年までの分、今年までの分で合計したものが 143,064 m<sup>2</sup>です。内訳としまして、田 89,131.00 m<sup>2</sup>、畑 53,911.64 m<sup>2</sup>です。これを受けまして議案書のとおり調査させていただきました結果につきましては、農地法第 30 条第 1 項のとおりです。このあと、

農地法第 32 条に基づき、この方々に農地利用状況調査をさせていただき予定となっております。

議長

ありがとうございました。

細かい農地がたくさんある中で、平地域の担当方々におかれましては大変ご苦労様でした。これで今年の農地パトロールでの調査結果が全部出揃ったということになりますので、利用状況調査についてご承認をお願いいたします。

議長

続いて報告第 10 号農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝報告事項報告第 10 号農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について議案書をもとに内容説明＝

事務局

農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出についてです。農地保有合理化事業により、富山県農林水産公社に所有権を移転するものです。まず譲り受け人は、3 筆で面積合計 6,368.00 m<sup>2</sup>をあっせん事業の実施ということで、譲り渡し人より受けたものです。農地保有合理化法人が、農業委員会に届け出て売買事業を実施する場合は、農地法第 3 条の許可を受けなくてもよいことになっておりますので、本日は報告とさせていただきます。

議長

報告事項ですので、採決はありません。何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので、報告事項報告第 10 号農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について終了いたします。

＝その他の内容を説明、案内＝

事務局

○農業委員会制度

農業委員さんの業務（農地の貸し借り等相談役）

委員 資料の方に「農地の流動化面積詳細」「利用権設定を受ける者」とありますが、再設定の際に、中間管理機構を通す、勧めるということはどういうことになるのでしょうか。

事務局 農林水産公社に渡さずに、農協さん等と再度設定しているのはなぜかということですが、今まで自作で耕作していた方が、全ての農地を農林水産公社預けるということは、大きなメリットがあります。今まで利用権設定をされていて契約が満了になったということであれば、農林水産公社に預けても農協さん等と継続されても何の問題もありません。本人さんとの個人契約で中身の変化がございませんので、特に農林水産公社にしなくてはならないという決まりもありません。事務局から強制することはありません。

委員 先般の研修会の際には、極力、中間管理機構を通すようにという話でしたので、農業委員として、中間管理を通すような推薦しなくてはならないことなのかということでご質問しました。

事務局 隣の課農林課からの情報を受けまして、ご報告したいと思っております。

議長 中間管理機構の話は、研修会ではありますが、農業会議としては、発言しなくてはならない立場であったようです。そのような受け止め方をせざるをえないようです。

議長 以上のようなことをございしましたがよろしいでしょうか。その他、何かございますか。

委員 農地利用状況調査というものはそのようなものでしょうか。教えてください。

事務局 今回の調査結果を受け、対象者となる方は、県内外の方々であります。地元の農業委員さんを通じて、今回、はっきりと遊休農地というものが、アンケートを通してどうするかとことで回答を得ています。様式については、既に作成済ですので後日、お渡しできるようにいたします。

議長

その他に何かご質問ございませんか。

議長

ないようでしたら、本日の委員会を終了させていただきます。

○次回の農業委員会 平成 30 年 1 月 9 日(火) 午後 2 時

議長

以上をもちまして、南砺市農業委員会第 5 回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後 5 時 00 分)

議事録が正確であることを証します。

平成 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長